

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4676000021号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が、居宅での介護サービスや、その他の保健医療サービス、福祉サービスを、適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況や、ご契約者と、そのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の、居宅サービス計画に基づく、サービス等の提供が確保されるよう、ご契約者、及び、その家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも定められた条件により、サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	6
7. 個人情報の使用について.....	7
8. 苦情の受付について.....	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 霧島会
- (2) 法人所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (3) 電話番号 0995-57-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 堀之内 康弘
- (5) 設立年月 昭和61年8月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業・平成11年9月30日指定
鹿児島県4676000021号
- (2) 事業の目的 介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
- (3) 事業所の名称 翔朋園指定居宅介護支援事業所・平成11年9月30日指定
鹿児島県4676000021号
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (5) 電話番号 0995-57-0100
- (6) 事業所長(管理者)氏名 前島 大樹
- (7) 当事業所の運営方針 利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (8) 開設年月 平成11年9月30日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 原則霧島地区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土	08時30分～17時30分
受付時間	月～日・祝日	08時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～日・祝日	08時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数 (兼務)	職員数 (常勤)	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名	1名	1名	事業所の統括
2. 介護支援専門員	3(1)名	2名	1名	サービス計画の作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が、提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は、介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

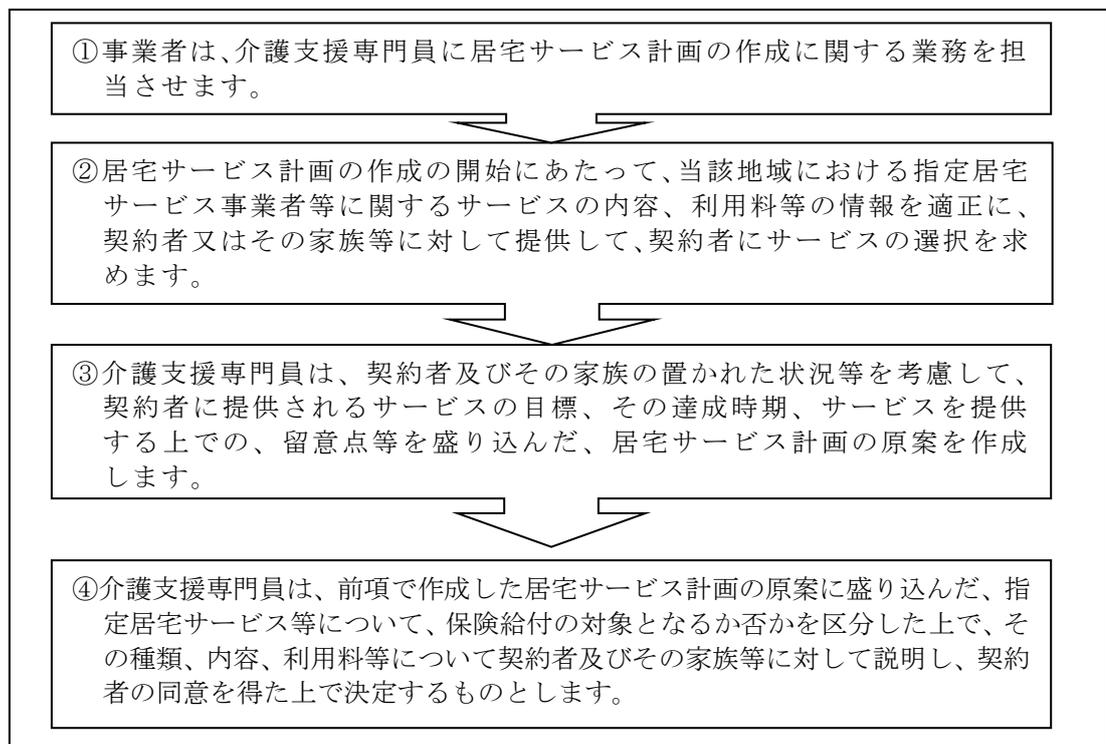
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に、公正中立な立場において提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が、居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は、利用者が、介護保険施設への入院、又は、入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

事業所基準 要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	居宅介護支援費（Ⅰ i） < 45件未満>	12,490円		16,230円	
居宅介護支援費（Ⅰ ii） < 45件以上で、60件未満>	5,440円		7,040円		
居宅介護支援費（Ⅰ iii） < 60件以上>	3,260円		4,220円		
居宅介護支援費（Ⅱ i） < 50件未満>	12,490円		16,230円		
居宅介護支援費（Ⅱ ii） < 50件以上で、60件未満>	5,270円		6,830円		
居宅介護支援費（Ⅱ iii） < 60件以上>	3,160円		4,100円		
※< >内は、事業所の取扱件数。45件未満は、特別地域加算を含む。 ※介護負担割合により、上記金額に、負担割合を乗じた金額を頂きます。 ※Ⅱ i～iiiは、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置が要件となります。					

注 1

上記の費用に加え、一定の条件により下記の費用が加算されます。

初回加算 = 3, 000円  ①新規に居宅にサービス計画を策定した場合
②要支援から要介護の認定を受けられた場合
③要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

入院時情報連携加算 (I) = 2, 500円

利用者が、病院、又は、診療所に入院するに当たり、病院・診療所を訪問し、職員に対して、必要な情報を提供した場合。

入院時情報連携加算 (II) = 2, 000円

上記の方法以外で、必要な情報を提供した場合。

退院・退所加算

病院・診療所における入院、又は、地域密着型老人福祉施設・介護保険施設への入所されている利用者が、居宅サービス又は、地域密着型サービスを利用される際に、前記施設との連携を行い、居宅介護サービス計画書を作成した場合

居宅支援退院退所加算 I 1 = 4, 500円

居宅支援退院退所加算 I 2 = 6, 000円

居宅支援退院退所加算 II 1 = 6, 000円

居宅支援退院退所加算 II 2 = 7, 500円

居宅支援退院退所加算 III = 9, 000円

居宅支援通院時情報連携加算 = 500円

利用者が、病院、又は、診療所において医師の診察を受けるときに、介護支援専門員が同席し、医師等に対して、当該利用者の心身の状況や、生活環境等の、当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から、当該利用者に関する、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算します。

緊急時等居宅介護カンファレンス加算 = 2, 000円

中山間地域等加算 = 5 / 100単位

利用者が厚生労働大臣が定める地域に居住している場合

注 2.

上記の費用と注 1.の費用に合わせ、当事業所の運営によって、下記の費用が加減算されます。

特定事業所加算 (I) = 5, 190円

特定事業所加算 (II) = 4, 210円

特定事業所加算 (III) = 3, 230円

特定事業所加算 (A) = 1, 140円

特定事業所医療介護連携加算 = 1, 250円

ターミナルケアマネジメント加算 = 4, 000円

特定事業所集中減算 = -2, 000円

① 減算要件に該当した場合、上記一覧表の基本費用の50%を算定。
運営基準減算 \Rightarrow ②①の減算が二ヶ月以上継続している場合に、基本費用の算定不可。

同一建物ケアマネジメント減算 = 95 / 100 単位

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

高齢者虐待防止措置未実施減算 = 1 / 100 単位

○虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。水路1kmは、2kmとし、事業所から1kmあたり37円の定額とし、全路程を通算した額

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

指定口座振替	あいら農業協同組合
霧島支店	普通口座 0014320
シヤカイケンホウジンケリシマカイ ショウホクエンシテイヨクカクイロシエンジギョウシヨ リジチヨウ ホリナチ ヤスヒロ	
社会福祉法人霧島会 翔朋園指定居宅介護支援事業所 理事長 堀之内康弘	

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が、業務上不適当と認められる事情、その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 個人情報の使用について

社会福祉法人霧島会の事業（翔朋園指定居宅介護支援事業所）利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの】

- ①利用者の、介護サービスの向上のために係る諸会議
- ②かかりつけ医師（嘱託医）との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④事故が発生した場合の市町村・鹿児島県への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村等への通知
- ⑨虐待を受けたと思われる高齢者等（利用者）を発見した場合の市町村等への通知

【行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの】

- ①厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿の揭示命令への対応
- ②都道府県知事（都道府県職員）による立入検査等への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①介護福祉施設等において行われる学生の実習への協力
- ②福祉サービスや業務の維持・改善のための資料

2 情報提供事業者名等

- ①都道府県（鹿児島県）、市町村等の行政機関
- ②利用されている医療機関（協力医療機関：霧島杉安病院・竹田医院）
- ③利用されている福祉サービス事業所

3 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。
- ③ 関係した職員への個人情報保護の厳守を徹底すること

上記、個人情報の使用について同意します。

令和 年 月 日

親族代表

住 所.....

氏 名.....印

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1） 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

（責任者）[職名] 理事長 堀之内 康弘

（担当者）[職名] 管理者 前島 大樹

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 08:30～17:30

（2） 行政機関その他苦情受付機関

霧島総合支所 介護保険係	所在地 鹿児島県霧島市霧島田口 8 番地 4 電話番号 0995-57-1111・FAX 0995-57-0408 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号(县市町村自治会館内) 電話番号 099-206-1084・FAX 099-206-1069 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 099-257-3855・FAX 099-251-6779 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県保健福祉部 介護福祉課	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番地 1 号 電話番号 099-286-2111・FAX 099-286-5554 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

翔朋園指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び個人情報の使用について同意しました。

契約者住所

氏名 _____ 印

代筆者住所

氏名 _____ 印

続柄 _____

代筆理由： _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に、提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で、知り得たご契約者、及び、その家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、居宅サービス担当者会議等において、サービス実施上必要性がある場合には、サービス提供機関に利用者及び家族の情報を提供します。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者、もしくは、介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者、もしくは、介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合④ 事業者、もしくは、介護支援専門員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

4. その他

事故発生時の対応

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者に対する、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族に連絡をとり、必要な措置をとる。② 利用者に対する、指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償の手続きを速やかに行う。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。 |
|--|